## 令和元年度 高知県死因究明等推進協議会議事録要旨

日 時 令和2年2月19日(水) 18:30~20:45 場 所 高知会館 4階 やまもも

出席者 古宮委員(会長)、宇賀委員(副会長)、小松委員、濵田委員、巴委員、戸田委員、水野 委員、田中委員、家保委員(計9名)

【アドバイザー】 内閣府死因究明等施策推進室 田口参事官

【 事務局 】 医事薬務課 浅野課長、山地補佐、大森補佐、森田主任 健康対策課(周産期・母子保健推進室) 島﨑チーフ

- 1 開会あいさつ: 高知県健康政策部 家保副部長
- 2 内閣府死因究明等施策推進室からの説明:田口参事官

まず、基本法制定までの経緯について簡単な説明があり、その後、基本法の特徴について説明があった。

・平成24年 議員立法で「死因究明等の推進に関する法律」が設立された。

(2年間の時限立法)

- ・平成26年後継法案が国会に提出されたが廃案となった。
- ・今回施行(令和2年4月)された新基本法と前法律との大きな違いは、恒久的になったこと、死因 究明等推進本部が厚生労働省へ移ること、計画において達成すべき目標を明示すること、3年ご とに見直されること、毎年国会に年次報告を行うことなど。
- ・新基本法の目的は、死因究明及び身元確認に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること。
- ・基本理念は、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定め、死因究明等により得られた知見が公衆衛生の向上及び推進に資する情報として広く活用され、被害の拡大や再発の防止に寄与すること。
- ・国の責務について、新たに大学の責務が規定され、人材の育成及び研究を自主的かつ積極的 に行うよう努めることが追加された。
- ・基本施策においては、情報の適切な管理を規定。
- ・計画に関する規定では、死因究明等の到達すべき水準を定めること、講ずべき施策には、具体的な達成時期を定めること、3年に1回検討することが明記された。
- ・死因究明等推進本部に関する規定では、統合調整の業務は令和2年4月以降は内閣府から 厚生労働省が執り行うこととなり、内閣府の死因究明等施策推進室は3月31日をもって廃止。
- ・新たに地方協議会の設置を努力義務で規定しており、現在38の都道府県が設置している。
- ・附則の規定として、死因究明等により得られた情報の一元的な集約及び管理を行う体制、子どもが死亡した場合におけるその死亡原因に関する情報の収集、管理、活用の仕組み等について3年毎に検討することとなった。
- ・毎年国会に年次報告を行う必要がある。
- ○委員から、異状死死因究明支援事業の目的にある行政解剖や死亡時画像診断に係る経費に

ついて財政支援を行うとあるが、その中の行政解剖とはどのようなものかという質問があったが、 監察医解剖がない県等で行っている行政解剖を支援するものであるとの回答があった。

# 3 議事

- (1)高知県における死因究明等の推進のために関係機関で取り組むべき重点項目の取り組状況 について
  - ・事務局から前年度までの取り組み状況について説明。
  - ・資料2をもとに大項目(6つ)ごとに関係機関から説明があった。
  - ○項目1「死因究明及び身元確認に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上について」

人材の育成及び資質向上を目的とした研修会等の取組みについては、研修会を依頼する講師に関する情報が少ないので情報がほしい、興味をもって研修会に参加できるように働きかけをしたいということが委員から説明があった。研修会に係る講師、対象者、経費等を検討していく必要があるという意見があった。

田口参事官からは、補助率 1/2 の厚生労働省の異状死死因究明支援事業の活用と県予算措置等を整備する事や文部科学省の新しい事業などを活用して、大学と県が協力して人材育成についての取組みを行うというのも一つの形ではないかというアドバイスもあった。

## 〈委員からの意見等〉

- ①新型コロナウイルス等比較的緊急な課題に対してや感染症1類・2類・3類を想定しての研修会、現場での予防方法、必要な検査等についても研修項目の一つに入れてはどうだろうか。
- ②Q:研修会の講師を依頼する際、講師に関する情報が乏しい。講師の仲介等を行うところはないだろうか。
  - A:都道府県の協議会において、講師等の情報を提供することは可能である。都道府県の状況情報の蓄積はある。 (オブザーバー)
- ③Ai を実施する病院を増やすために、病院長、経営者、施設長に向けたアピールが必要であり、死因究明法の説明を兼ねた講習会を県単位で開催していただきたい。
  - 死因究明コースのような形で医師会が1回、放射線技師会が1回、看取りの問題を取り上げたり、ポイント制にしたり参加しやすい研修会の方法、国の支援事業や、新たな文部科学省の事業等を活用する方法も考えられる。
- ○項目2「警察等における死因究明等の実施体制の充実について」
  - 異状死体の取組業務に従事する警察官や海上保安官に対する検視技能向上を図るとともに関係強化を行っている。データー端末による映像も活用し現場の状況確認も行い、東西に広い地理的状況等への対策をとりながら、4人の検視官で対応しており、現場の状況確認等臨場率向上に努めているとの説明があった。

#### 〈委員からの意見等〉

①Q:県警・検察庁の取組における課題にもある、夜間における同時時間帯の複数発生の対応

については、100%臨場することは困難ということであるが、高速道路が完備したら達成できるのか。

A: 高知県内を4人の検視官で回しており、高速道路を整備しても難しい状況である。 映像送信を検視の参考にすることはあるが、高知県の場合は、ほぼ原則臨場する方向で 検視官が臨場して、実際に目で見て判断する方法で行っている。

○項目3「死体の検案及び解剖の実施体制の充実等について」

死体検案に従事する医師も高齢化しており、年々減少傾向にある。検案医師の継続的な確保及び育成に努めている。法医学教育・研究の拠点で、県内で唯一の法医解剖の実施機関である高知大学医学部法医学教室の機能充実と長期的な人材確保に務めており、今後も継続して行う。ターミナルケア、エンディングノートについて、機会を利用し、住民に啓発していく必要があり、在宅での看取りに対応する仕組み作りについて、関係機関と連携して行っていく説明があった。

### 〈委員からの意見等〉

①ターミナルケア、エンディングノート、死亡診断書について、何度も住民に啓発していく必要 があるので、啓発する回数を増やしてほしい。

機会を作り、医療職、看護職、役場等に対し、幅広く情報提供を進めていく。

○項目4「薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断(Ai)その他死因究明のための科学的な調査の活用について」

警察等における科学捜査体制・機能の充実を図り、解剖実施機関であり専門機関でもある 高知大学医学部法医学教室においては、迅速かつ精度の高い検査機器等を利用し、薬物 分析を今後も継続的に行っていくと報告があった。Ai 実施機関の充実を図るとともに、Ai 検 査方法の標準化(撮影方法、読影結果の報告等)、Ai 読影医の確保及び撮影能力の向上 に努める説明があった。

○項目5「大規模災害発生時の身元確認及び死体検案作業への対応について」

身元確認に従事する歯科医師の確保、歯牙情報の標準化(全国共通統一デンタルチャートの導入)及び同情報のデーターベース構築等について進めている。南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時において身元確認及び死体検案作業が適切に実施できるよう検案の場所を確保するのは非常に困難であり、一時避難場所との重複が想定されており、検案場所の条件の見直しを行ったところ、複数箇所の検案場所の確保、重要な水源の確保、検案医との訓練や意見交換等、協力体制の構築などの必要性があげられた。平素から有事に備えるために、関連する訓練等への積極的な参加により、当該技能の向上に努めている説明があった。

#### 〈委員からの意見等〉

①身元確認において、入れ歯に IC チップを埋め込んでみてはどうだろうかということで、アンケートを実施している。IC チップを読み込めば住所・氏名が瞬時にわかるので、IC チップも身元確認においては、一つの手段である。

○項目6「死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進について」 死亡時画像診断で得られた異状所見情報等の研究事例の収集を行い、解剖医による説明 等に合わせ遺族説明時に活用ができるよう努めており、死因究明及び身元確認業務に従事 する関係機関の技術及び知識の向上を継続するという説明があった。

# (2)議題提案について

・Ai センター設立について

全国的に Ai センターは主に大学病院に附属して設立されて死因究明に非常に役立っている、 Ai センターができなければそれに代わる何か Ai の精度を上げることを考えていきたいと委員から説明があった。

死亡時画像診断システム等整備事業の説明、他県の Ai センターの情報、設置する場所の確保の事情等説明があった。

Ai センターについての話は、はじめて話題となり若干の検討がなされる。

# (3)その他

- ・健康対策課周産期・母子推進室 島崎チーフから、新規の事業とし、子どもの死因究明体制整備モデル事業があり、高知県においてモデル事業を活用する予定であり、データ収集、関係機関連絡調整会議を実施し、他機関検討委員会において検証し、国へフィードバックする流れを考えている説明があった。
- ・ 次年度の開催予定について、重点取組事項の進捗管理を中心とする。 開催時期は、年度の後半としたい。 ⇒了承
- 4 閉会挨拶: 医事薬務課 浅野課長